

## 小金井市環境配慮住宅型研修施設条例の一部を改正する条例（案）

小金井市環境配慮住宅型研修施設条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 環境に関する市民活動の活性化及び人材の育成に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。

第3条第4号を削る。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 8月1日から同月31日まで

第5条中「午後9時」を「午後5時」に改める。

別表午前9時から午後9時までの1時間当たりの項中「午後9時」を「午後5時」に改める。

### 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。